

## **重要事項説明書（みんなのでんきBstd、みんなのでんきCstd、みんなのでんき動力std）**

本書ではお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社電気供給約款等をご確認ください。

### **1.お申込み方法**

当社ホームページ（<https://did-denki.com/>）のお申込みフォームよりお申込みいただけます。

### **2.使用開始の予定年月日**

現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

### **3.契約電流・契約容量・契約電力**

原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量・契約電力にのっとり、プランの設定を行います。託送契約は実量制を採用しており、当社の託送料金の負担はお客さまの過過1年間の最大需要電力をベースとします。

### **4.供給電圧および周波数**

(1) 供給電圧は、みんなのでんきBstd、及びCstdの場合、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。動力stdプランの場合、交流3相3線式標準電圧200ボルトです。

(2) 周波数は原則として標準周波数50ヘルツ（北海道電力管内・東北電力管内※一部地域は60ヘルツ・東京電力管内）もしくは標準周波数60ヘルツ（中部電力管内※一部地域は50ヘルツ・北陸電力管内・関西電力管内・中国電力管内・四国電力管内・九州電力管内）です。

### **5.電気料金**

料金はみんなのでんきBstd、およびCstdの場合、最低月額料金と従量料金とのうちどちらか大きい額に再生可能エネルギー発電促進賦課金・燃料費調整額および容量拠出金相当額を加えたものとします。動力stdプランの場合、基本料金と従量料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金・燃料費調整額および容量拠出金相当額を加えたものとします。なお、燃料費調整額は燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額の合計とします。

電力エリア	最低月額料金(税込)		従量料金単価(税込)	
	みんなのでんき	みんなのでんき	みんなのでんき	みんなのでんき
	Bstd	Cstd	Bstd	Cstd
北海道電力管内	契約電流10アンペアにつき 0.00円	1キロボルト アンペアにつき0.00円	1キロワット 時につき	34.80円
東北電力管内				35.80円
東京電力管内				29.55円
中部電力管内				29.98円
北陸電力管内				29.85円
九州電力管内				26.98円
関西電力管内				27.60円
中国電力管内				26.60円
四国電力管内				28.80円

※最低月額料金0.00円は2024年12月1日以降に申込を完了した場合に適用します。  
(申し込み状況に応じて申し込み期間を定めることができます。)

電力エリア	基本料金単価(税込)		従量料金単価(税込)	
	みんなのでんき動力std		みんなのでんき動力std	
			夏季	その他季
北海道電力管内	1キロワット につき	830.00円	23.85円	23.65円
東北電力管内		775.00円	24.70円	22.75円
東京電力管内		875.00円	21.85円	19.85円
中部電力管内		770.00円	22.95円	21.10円
北陸電力管内		820.00円	19.75円	18.05円
九州電力管内		755.00円	21.60円	19.50円
関西電力管内		760.00円	20.50円	18.50円
中国電力管内		850.00円	21.60円	19.45円
四国電力管内		840.00円	21.55円	19.55円

## 6.工事費等

(1) 計量器や電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、特に多額の費用を要する場合はお客様の所有とし、お客様負担で取り付けていただくことがあります。

(2) 託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客様に電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客様から申し受けます。

## **7.計量・料金算定について**

- (1) 仕様電力量は計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。
- (2) 料金の算定期間は「一月」とし、先月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。
- (3) 計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客様にお知らせいたします。

## **8.お支払い方法**

毎月の電気料金については口座引落、お振込（振込手数料はお客さま負担）、クレジットカード、又はコンビニ支払いにてお支払いいただきます。

## **9.お客様のご協力**

- (1) 需要場所への立ち入りによる業務の実施  
供給契約の遂行上、供給場所への立ち入りが必要と認める場合、お客様の承諾を得て、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。
- (2) 施設場所の提供  
一般送配電事業者が、お客様への電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供いただくものとします。
- (3) 保安に関するお客様の協力  
一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客様の設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

## **10.契約期間**

- (1) 契約期間は、料金適用開始日から1年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に1年間延長します。

## **11.お客様からの申し出による契約の変更・解除**

- (1) 契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。
- (2) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は新たな小売電気事業者へお申込みください。
- (3) 引越し等の理由により契約を終了する際は、下記連絡を通じて10日前までにお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。お申し出を10日前までにいただいている

い場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生した電力料金はお客様の負担となる場合がございます。

(4) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金工事費の清算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

(5) 弊社キャンペーンによる特典を受けた場合のご契約に対してご契約締結後より1年未満の解約の場合はキャンペーン特典相当額をご請求させていただきます。

## 12.当社からの申し出による契約の解約

お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社はそのお客様について電気供給契約を解約する場合があります。なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。

(1) 一般送配電事業者に電気の供給を停止されたお客様が当社の定めた期日までにその理由となった事實を解消されない場合。

(2) お客様がその供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合。

(3) 支払期日を15日経過してもお客様が料金を支払われない場合。

(4) お客様が支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合。

(5) お客様が、毎月の料金の支払いを当社が指定した支払い方法に違反した場合。

(6) お客様がそのた電気供給約款に違反した場合。

## 13.その他

(1) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生することがあります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せください。

(2) 本供給条件事項説明書に記載のない事項については、電気供給約款および電気料金種別定義書によるものとします。

---

### 株式会社大同ゼネラルサービス

powered by 株式会社 Looop

TEL : 0761-72-1200 FAX : 0761-72-1811

<https://did-general.co.jp>

# 電気料金種別定義書

【みんなのでんきB stdプラン】

株式会社大同ゼネラルサービス

powered by Looop

## 目次

I. 総則	3
1.実施期日	3
2.定義	3
3.適応条件	3
4.電気料金	4
5.契約容量の変更	4
6.契約期間及び解約	4
7.本定義書の廃止	5
別表	6
1.電気料金	6
2.独自燃料費調整	6
3.容量拠出金相当額	7
4.再生可能エネルギー発電促進賦課金	7

電気料金種別定義書【みんなのでんきB stdプラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯また小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自ら維持し運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省が定めるものに限ります。）を除いた日本全国に適用します。

なお、本定義書に定める料金および燃料費調整、ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

#### ・1. 実施期日

「本定義書」は、2024年12月1日より実施します。

#### ・2. 定義

(1) 本定義書において定義される言葉は電気供給約款によるものとします。

#### ・3. 適用条件

##### (1) 適用範囲

当社との契約時または、設備変更の申出時の①契約電流が5アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること、または、②契約容量が6キロボルトアンペア未満であるもの、

##### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線方式標準電圧200ボルトとすることができます。

##### (3) 契約容量

イ 契約容量は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

#### 【式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧ボルト (ボルト)} = 1$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまとの協議によって定めます。

口 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約電流または契約容量は、原則として他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。契約電流または契約容量の値が不明である場合、計量器の最大容量÷10を契約容量の値とします。

ハ なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

#### ・4. 電気料金

(1) 料金は、最低月額料金と、使用電力量1キロワット時に契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額のうち、いずれか大きい額に、再生可能エネルギー発電促進賦課金、独自燃料費調整額および容量拠出金相当額を加えた合計とします。  
再生可能エネルギー発電促進賦課金は電気供給約款別表1により算定し、独自燃料費調整額は別表2（独自燃料費調整）により算定された独自燃料費調整額、別表3（容量拠出金相当額）により算定された託送料金相当額、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）により算定されたユニバーサルサービス調整額の合計とします。最低月額料金および電力量料金単価は、別表1（電気料金）のとおりとします。

#### ・5. 契約容量の変更

(1) 当社が、お客さまから契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

(2) お客さまは、やむをえない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。

(3) 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）（2）および（3）に準じます。

#### ・6. 契約期間および解約

(1) 契約期間は、料金適用開始日から1年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に1年間延長します。

・7.本定義書の変更および廃止

(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款2（電気供給約款の変更）に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一

定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）（2）および（3）に準じます。

・別表1 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は次のとおりといたします。

ただし、契約電流15アンペアの場合は契約電流10アンペアの1.5倍とします。

	最低月額料金	従量料金単価
北海道電力管内	契約電流10アンペア につき	0.00円
東北電力管内		0.00円
東京電力管内		0.00円
中部電力管内		0.00円
北陸電力管内		0.00円
関西電力管内		0.00円
中国電力管内		0.00円
四国電力管内		0.00円
九州電力管内		0.00円
	契約電流10アンペアにつき	34.80円
		29.55円
		29.98円
		29.85円
		26.98円
		26.60円
		28.80円
		28.80円
		27.60円

$$\text{従量料金} = \text{従量料金単価} \times \text{使用電力量}$$

・別表2 独自燃料費調整

(1) 独自燃料費調整額の算定

①調整費：JEPXエリアプライス月間平均値が閾値を上回る（下回る）場合、月間平均と閾値との差分を調整費として請求（還元）するものとする。

②閾値：加算閾値13円、還元閾値7円とする（全エリア共通）

③月間平均値：n月15日～n+1月14日のスポット価格単純平均をn+1月度請求に適用する。

（例）2024年4月適用（5月請求）、東京エリア、弊社みんなでんきB stdプランの場合4/15～5/14東京エリアプライススポット実績平均値（税抜）を適用。

④通常燃調（みなし小売事業者の燃料費調整額（上限撤廃）のこと）との重複加算は行わない。通常燃調に替えて本調整費を請求するものとする。

⑤JEPXエリアプライスの31～38コマ（15時～19時）の月間平均値が100円/kWh以上になった場合、31～38の各コマの平均単価に割増係数1.5を乗じた数値にてJEPXエリアプライス月間平均値を作成するものとする。

独自燃料費調整額 = 独自燃料費調整単価 × 使用電力量

**本調整額は市場価格（JEPXエリアプライス）に連動しているため、市場の高騰次第では電気料金が大幅に上昇する可能性もございます。**

・別表3 容量拠出金相当額

(1) 容量拠出金相当額の算定

容量拠出金相当額は以下の計算式によって算定いたします。

容量拠出金相当額 = 容量拠出金相当単価 × 使用電力量

・別表4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

当社の電気供給約款（低圧）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）のとおりといたします。

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 使用電力量

# 電気料金種別定義書

【みんなのでんきC stdプラン】

株式会社大同ゼネラルサービス

powered by Looop

## 目次

I. 総則	3
1.実施期日	3
2.定義	3
3.適応条件	3
4.電気料金	4
5.契約容量の変更	4
6.契約期間及び解約	4
7.本定義書の廃止	5
別表	6
1.電気料金	6
2.独自燃料費調整	6
3.容量拠出金相当額	7
4.再生可能エネルギー発電促進賦課金	7

電気料金種別定義書【みんなのでんきC stdプラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯また小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自ら維持し運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省が定めるものに限ります。）を除いた日本全国に適用します。

なお、本定義書に定める料金および独自燃料費調整、容量拠出金相当額における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

#### ・1. 実施期日

「本定義書」は、2024年12月1日より実施します。

#### ・2. 定義

(1) 本定義書において定義される言葉は電気供給約款によるものとします。

#### ・3. 適用条件

##### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で当社との契約時または設備変更の申出時の①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であるもの、または②契約電流が60アンペアより大きいものに適用いたします。

##### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式供給電圧は、交流单相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線方式標準電圧200ボルトとすることがあります。

##### (3) 契約容量

イ 契約容量は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ

設定していただきます。

【式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧ボルト (ボルト)} \times \frac{1}{1000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまとの協議によって定めます。

ロ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約電流または契約容量は、原則として他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。契約電流または契約容量の値が不明である場合、計量器の最大容量÷10を契約容量の値とします。

ハ なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

・4. 電気料金

(1) 料金は、最低月額料金と、使用電力量1キロワット時に契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額のうち、いずれか大きい額に、再生可能エネルギー発電促進賦課金、独自燃料費調整額および容量拠出金相当額を加えた合計とします。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は電気供給約款別表1により算定し、独自燃料費調整額は別表2（独自燃料費調整）により算定された独自燃料費調整額、別表3（容量拠出金金相当額）により算定された容量拠出金相当額の合計とします。最低月額料金および電力量料金単価は、別表1（電気料金）のとおりとします。

・5. 契約容量の変更

(1) 当社が、お客さまから契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

(2) お客さまは、やむをえない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。

(3) 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2) および(3)に準じます。

・6. 契約期間および解約

(1) 契約期間は、料金適用開始日から1年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に1年間延長します。

・7.本定義書の変更および廃止

(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款2（電気供給約款の変更）に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一

定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）（2）および（3）に準じます。

・別表1 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は次のとおりといたします。

	最低月額料金	従量料金単価
北海道電力管内	契約容量1キロ ボルトアンペア につき	35.80円
東北電力管内		29.65円
東京電力管内		29.98円
中部電力管内		29.85円
北陸電力管内		26.98円
関西電力管内		26.60円
中国電力管内		28.00円
四国電力管内		28.80円
九州電力管内		28.80円

$$\text{従量料金} = \text{従量料金単価} \times \text{使用電力量}$$

・別表2 独自燃料費調整

(1) 独自燃料費調整額の算定

①調整費：JEPXエリアプライス月間平均値が閾値を上回る（下回る）場合、月間平均と閾値との差分を調整費として請求（還元）するものとする。

②閾値：加算閾値13円、還元閾値7円とする（全エリア共通）

③月間平均値：n月15日～n+1月14日のスポット価格単純平均をn+1月度請求に適用する。

（例）2024年4月適用（5月請求）、東京エリア、弊社みんなでんきC stdプランの場合4/15～5/14東京エリアプライススポット実績平均値（税抜）を適用。

④通常燃調（みなし小売事業者の燃料費調整額（上限撤廃）のこと）との重複加算は行わない。通常燃調に替えて本調整費を請求するものとする。

⑤JEPXエリアプライスの31～38コマ（15時～19時）の月間平均値が100円/kWh

以上になった場合、31～38の各コマの平均単価に割増係数1.5を乗じた数値にてJEPXエリアプライス月間平均値を作成するものとする。

$$\text{独自燃料費調整額} = \text{独自燃料費調整単価} \times \text{使用電力量}$$

**本調整額は市場価格（JEPXエリアプライス）に連動しているため、市場の高騰次第では電気料金が大幅に上昇する可能性もございます。**

・別表3 容量拠出金相当額

(1) 容量拠出金相当額の算定

容量拠出金相当額は以下の計算式によって算定いたします。

$$\text{容量拠出金相当額} = \text{容量拠出金相当単価} \times \text{使用電力量}$$

・別表4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

当社の電気供給約款（低圧）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）のとおりといたします。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} \times \text{使用電力量}$$

# 電気料金種別定義書

【みんなのでんき動力 stdプラン】

株式会社大同ゼネラルサービス

powered by Looop

## 目次

I. 総則	3
1.適用	3
2.実施時期	3
3.定義	3
4.適応条件	3
5.みんなでんき動力stdプラン	4
6.電気料金	4
7.契約容量の変更	4
8.契約期間及び解約	5
9.本定義書の廃止	5
別表	6
1.電気料金	6
2.独自燃料費調整	6
3.容量拠出金相当額	7

## I. 総則

### ・1. 適用

(1) 電気料金種別定義書【みんなのでんき動力 stdプラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。です。

本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自ら維持し運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。）を除いた日本全国に適用します。

なお、本定義書に定める料金および独自燃料費調整、容量拠出金相当額における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

### ・2. 実施期日

「本定義書」は、2024年12月1日より実施します。

### ・3. 定義

#### (1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

#### (2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

#### (3) その他の言葉は、電気供給約款によるものとします。

## II. 契約種別および電気料金

### ・4. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	提供エリア	契約種別
電 力 車	北海道電力管内	みんなのでんき動力stdプラン（北海道）
	東北電力管内	みんなのでんき動力stdプラン（東北）
	東京電力管内	みんなのでんき動力stdプラン（東京）
	中部電力管内	みんなのでんき動力stdプラン（中部）
	北陸電力管内	みんなのでんき動力stdプラン（北陸）

要	関西電力管内	みんなのでんき動力stdプラン（関西）
	中国電力管内	みんなのでんき動力stdプラン（中国）
	四国電力管内	みんなのでんき動力stdプラン（四国）
	九州電力管内	みんなのでんき動力stdプラン（九州）

・ 5. みんなのでんき動力stdプラン

(1) 適用範囲

- 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
  - ロ 1需要場所において電灯または小型機器とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合は、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

・ 6. 電気料金

(1) 料金は、基本料金、従量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金、独自燃料費調整額および容量拠出金相当額を加えた合計とします。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は電気供給約款別表1により算定し、独自燃料費調整額は別表2（独自燃料費調整）により算定された独自燃料費調整額、別表3（容量拠出金相当額）により算定された容量拠出金額の合計とします。基本料金および従量料金は、別表1（電気料金）のとおりとします。

### III. 契約の変更

・ 7. 契約容量の変更

(1) 当社が、お客さまから契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

- (2) お客様は、やむをえない場合を除き、お客様が契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約容量の変更にともない、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）（2）および（3）に準じます。

- ・8. 契約期間および解約

- (1) 契約期間は、料金適用開始日から1年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に1年間延長します。

- ・9.本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款2（電気供給約款の変更）に準じます。
  - (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
  - (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）（2）および（3）に準じます。

- ・別表

- ・1.電気料金

1月あたりの基本料金、従量料金単価は次のとおりといたします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額としたします。

	基本料金	従量料金単価		
			夏季	その他季
北海道電力管内	契約容量1キロ ワットにつき	830.00円	1キロ ワット時 につき	23.85円
東北電力管内		775.00円		23.65円
東京電力管内		875.00円		24.70円
中部電力管内		770.00円		21.85円
北陸電力管内		820.00円		19.85円
関西電力管内		760.00円		22.95円
中国電力管内		850.00円		21.75円
四国電力管内		840.00円		20.50円
九州電力管内		755.00円		18.05円
				18.50円

基本料金 = 基本料金単価 × 契約電力

従量料金 = 従量料金単価 × 使用電力量

## ・2.独自燃料費調整

### (1) 独自燃料費調整額の算定

①調整費：JEPXエリアプライス月間平均値が閾値を上回る（下回る）場合、月間平均と閾値との差分を調整費として請求（還元）するものとする。

②閾値：加算閾値13円、還元閾値7円とする（全エリア共通）

③月間平均値：n月15日～n+1月14日のスポット価格単純平均をn+1月度請求に適用する。

（例）2024年4月適用（5月請求）、東京エリア、弊社みんなでんき動力stdプランの場合4/15～5/14東京エリアプライススポット実績平均値（税抜）を適用。

④通常燃調（みなし小売事業者の燃料費調整額（上限撤廃）のこと）との重複加算は行わない。通常燃調に替えて本調整費を請求するものとする。

⑤JEPXエリアプライスの31～38コマ（15時～19時）の月間平均値が100円/kWh以上になった場合、31～38の各コマの平均単価に割増係数1.5を乗じた数値にてJEPXエリアプライス月間平均値を作成するものとする。

独自燃料費調整額 = 独自燃料費調整単価 × 使用電力量

**本調整額は市場価格（JEPXエリアプライス）に連動しているため、市場の高騰次第では電気料金が大幅に上昇する可能性もございます。**

## ・別表3 容量拠出金相当額

(1) 容量拠出金相当額の算定

容量拠出金相当額は以下の計算式によって算定いたします。

$$\text{容量拠出金相当額} = \text{容量拠出金相当単価} \times \text{契約電力}$$

・別表4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

当社の電気供給約款（低圧）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）のとおりといたします。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} \times \text{使用電力量}$$

◆適用日

2025年4月1日

◆容量拠出金相当単価

・低圧

【みんなのでんきB std・C std プラン】

北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
1.19	0.59	0.62	0.57	0.61	0.61	0.61	0.61	1.29

【みんなのでんき低圧動力 std プラン】

北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
66.01	43.53	53.88	47.61	51.02	65.49	56.59	42.82	93.13